

静岡県告示第599号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。

令和2年8月28日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
ソーシャルインクルー株式会社	品川区南大井六丁目25番3号	短期入所 清水町	駿東郡清水町徳倉981-1	令和2年8月1日	短期入所	身体障害者・知的障害者・精神障害者
ソーシャルインクルー株式会社	品川区南大井六丁目25番3号	ソーシャルインクルーホーム清水町	駿東郡清水町徳倉981-1	令和2年8月1日	共同生活援助	身体障害者・知的障害者・精神障害者
株式会社 iグループ	伊東市岡広町1番14号	アイグループ	伊東市岡広町1-14	令和2年8月1日	就労継続支援B型	身体障害者（内部障害）・知的障害者・精神障害者・難病等対象者
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター富士みなみ	富士市川成島811	令和2年8月1日	居宅介護、同行援護	特定なし
一般社団法人 知曉福祉会	富士市比奈1294番地の5	セリータ富士	富士市比奈1294番地の5	令和2年8月1日	自立訓練（生活訓練）	知的障害者、精神障害者